

神戸市休日保育事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズの増加に応じた休日保育事業の実施箇所数の拡大を図るための補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設（以下、「補助対象施設」という。）は、神戸市内に所在する私立の認定こども園，認可保育所（園），小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「認定こども園等」という。）であって、神戸市休日保育事業事務取扱要綱に基づく休日保育事業（以下「休日保育事業」という。）を実施している施設とする。

(補助金の種類及び金額)

第3条 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 基本補助

休日保育事業の運営にかかる経費に対する補助。

(2) 新規開設経費加算

休日保育事業を新規に開始する場合にかかる次の経費に対する補助。

- ① 開始にあたり必要な設備整備，修繕，備品購入等に要する経費
- ② 利用者の利用申請等にかかる負担を軽減するための経費
- ③ その他必要と認められる経費

(3) 障害児等受入加算

神戸市すこやか保育支援事業実施要綱に基づくすこやか保育支援事業の対象児童の保育にあたり要する経費に対する補助。

2 市長は、補助対象施設に対し、予算の範囲内で、別表に定める算式により算定した補助金を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知する。

- 2 市長は、補助金の交付が不適當であると認めるときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知する。
- 3 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

- 第6条 前条第1項の通知を受けた者は、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、市長は、速やかに補助金を交付申請者に支払うものとする。

（交付決定の変更・取消）

- 第7条 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付申請者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（補則）

- 第8条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

補助金区分	金額算定方法
基本補助	1施設あたり 100,000円×実施月数
新規開設経費加算	上限100万円の範囲内で、実際に要した経費
障害児等受入加算	1施設あたり 50,000円×障害児受入月数